

平成23年12月1日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 堤 義景

平成23年(ハ)第546号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月10日

半 決

山口県下松市

原 告

X1

広島市

原 告

X2

茨城県つくば市

原 告

X3

山口県下松市

原 告

X4

上記4名訴訟代理人弁護士 田 邁 一 隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人

主 文

- 1 被告は、原告 X1 に対し、19万3758円及びうち12万7312円に対する平成23年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告 X2 , 原告 X3 及び原告 X4 の各請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告 X1 と被告との間においては、全部被告の負担とし、原告 X2 , 原告 X3 及び原告 X4 と被告との間においては、全部同原告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 主文第1項と同旨
- 2 被告は、原告 X2 に対し、6万4586円及びうち4万2437円に対する平成23年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 X3 に対し、6万4586円及びうち4万2437円に対する平成23年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告 X4 に対し、6万4586円及びうち4万2437円に対する平成23年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、訴外亡 A (以下「亡 A」という。) の相続人である原告らが、亡 A が貸金業者である被告に対し金銭消費貸借契約に基づいて了弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告は民法704条にいう悪意の受益者であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。
- 2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実、当事者間に争いのない事実、末尾括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）
 - ① 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、亡 A はその顧客であったものである（弁論の全趣旨）。
 - ② 亡 A と被告との間には、被告を貸主、亡 A を借主とする金銭消費貸借基本契約に基づく平成10年9月3日から平成13年1月23日に至るまでの取引があり、その取引の内容は、別紙計算書の「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（甲1）。
 - ③ 亡 A は、平成13年1月28日死亡し、原告4人が、法定相続分（亡 A の妻であった原告 X1 が2分の1、亡 A の子であるその他の原告3人が各6分の1）に従って、本件取引から生じた亡 A の被告に対する過払金返還請求権を相続した（甲2ないし6、9、弁論の全趣旨）。

④ 被告は、本件取引から生じた原告らの被告に対する過払金返還請求権については、本件取引終了から本件訴訟提起までに10年以上が経過しているから、消滅時効が完成しているとして、本件口頭弁論期日において、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（顕著な事実）。

3 被告の主張

① 消滅時効の主張

前記第2の2④の事実により、本件取引から生じた原告らの被告に対する過払金返還請求権は、消滅時効の完成により消滅した。

原告は、平成23年1月17日付け「ご連絡」と題する書面（甲7の1）の被告への送信が、時効中断事由としての催告に当たる旨主張するが、上記書面（甲7の1）は、事実上、債務整理の受任通知兼取引履歴の開示請求通知であって、過払金については、対象となる債権の特定に欠けるばかりか、債権の存在すら確知しない中で、もっぱら代理人としての基本方針を述べたものにすぎないから、時効中断事由としての催告に当たるものではない。また、上記書面（甲7の1）は、平成23年1月17日ではなく、同月25日に被告に送信されたものである。

仮に、上記書面（甲7の1）の被告への送信が催告に当たるとしても、この催告は、原告X/の相続分についてのみされたものであるから、その余の原告3人の相続分は、消滅時効の完成により消滅したというべきである。

② 悪意の受益者に該当しないとの主張

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）17条1項、18条1項所定の各要件を満たす書面を交付する態勢を常に整備した上で、これらの書面を顧客に交付していると認識していたこと等から、原告との取引においても、利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって、被告は、過払金の受領に関して民法704

条にいう悪意の受益者に該当しない。

③ 過払金に対する法定利息が発生する時期についての主張

仮に、被告が悪意の受益者であったとしても、過払金に対する法定利息が発生するのは、訴状送達の日の翌日からである。

4 被告の主張に対する原告らの主張

① 被告の主張①について

原告ら訴訟代理人は、消滅時効完成前の平成23年1月17日に、同日付け「ご連絡」と題する書面（甲7の1）をファクシミリで被告に送信して、過払金が発生している場合にはその返還を求める旨の催告をしたから、この催告により、原告らの被告に対する過払金返還請求権の消滅時効は中断した。

② 被告の主張②について

被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当する。

第3 当裁判所の判断

1 被告の主張①について

証拠（甲7の1及び2, 8, 10, 11, 12）によれば、原告ら訴訟代理人である田邊一隆弁護士は、原告X/から委任を受けて、平成23年1月17日に、同日付け「ご連絡」と題する書面（甲7の1）を、ファクシミリで被告に送信したこと、この「ご連絡」中には、同弁護士が、亡Aの相続人であるX/から、亡Aの債務内容の調査の依頼を受けた弁護士であること、亡Aと被告との間の取引履歴の開示を求める事等の記載とともに、「なお、過払金が発生している場合は、本書面をもって返還を催告いたします。」という文言が記載されていることが認められる。

被告は、被告作成の「交渉履歴一覧表」（乙1）の記載をもとに、「ご連絡」と題する書面（甲7の1）は、平成23年1月17日ではなく、同月25日に送信されたものである旨主張する。しかし、証拠（甲7の2, 12）によれば、上記書面（甲7の1）に関する通信結果レポート（甲7の2）に、上記書面（甲7の1）を「2011年（平成23年）1月17日19時44分」に送信した旨記

録されており、また、上記書面（甲7の1）の被告への送信の際に同時に上記書面の送信がされた訴外アコム株式会社から、平成23年1月21日付けで田邊一隆弁護士に亡Aの取引履歴の開示がされていることが認められること、被告作成の「交渉履歴一覧表」（乙1）は、上記書面（甲7の1）の受信日時 자체を記録したものとは必ずしもいえないことからみて、被告の主張は採用できない。

次に、被告は、「ご連絡」と題する書面（甲7の1）の送信は、時効中断事由としての催告に当たらない旨主張するが、上記書面（甲7の1）には、債務整理の受任通知や取引履歴の開示請求等だけでなく、前記のとおり、「なお、過払金が発生している場合は、本書面をもって返還を催告いたします。」という文言が記載されているのであるから、時効中断事由としての催告に当たると認めるのが相当である。

もっとも、この「ご連絡」と題する書面（甲7の1）には、田邊一隆弁護士が、亡Aの相続人であるX1から依頼を受けた者である旨は記載されているが、同弁護士が、他の原告3人から依頼を受けている旨の記載はまったくないことが明らかであるから、上記書面（甲7の1）による催告は、原告X1の被告に対する過払金返還請求権についてのみ催告としての効力があり、その余の原告3人の過払金返還請求権については効力がないというべきである。

以上によれば、原告X1の過払金返還請求権は、上記書面による催告及び記録上明らかな平成23年7月7日にされた本件訴訟提起によって消滅時効が中断しているが、その余の原告3人の過払金返還請求権は、消滅時効の完成により消滅したものと認められる。

2 被告の主張②について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるとされているが、このような法の趣旨からすると、貸金業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があれば

これに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は、利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことについて、本件取引に関して主張立証をしていないから、民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情について、前記第2の3①のとおり主張しているものの、本件取引に関して具体的な主張立証をしていないから、本件取引について上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するというべきであるから、被告の主張②は採用できない。

3 被告の主張③について

金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なることはないと解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は、前記1のとおり、過払金の受領に関して

民法704条にいう悪意の受益者に該当する（なお、原告と被告との間の本件取引は、上記の充当合意を含む基本契約に基づくものであったと解される。）から、被告は、発生した過払金に、その発生の時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならないというべきである。したがって、被告の主張③も採用できない。

4 結論

以上を前提に、本件取引について利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書のとおりとなるから、亡Aを相続した原告X/の被告に対する過払金返還請求権は、平成23年6月30日現在で、過払金が12万7312円（25万4624円÷2）、過払金利息が6万6446円（13万2892円÷2）となり、以上を合計すると、19万3758円（12万7312円+6万6446円）となる。したがって、原告X/の請求は、すべて理由があるから認容する。

その余の原告3人の各請求は、前記1のとおり、その余の原告3人の過払金返還請求権が消滅時効の完成により消滅したものと認められるから、いずれも棄却する。

なお、被告は、仮執行免脱宣言を求めるが、相当でないのでこれを付さない。よって、主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 濱崎 裕

これは正本である。

平成23年12月2日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤 義 景

